

愛知芸術文化センター 2階レストラン等事業者募集要項

愛知芸術文化センター 2階レストラン等を経営する事業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 現に飲食店を営業している法人であること。
- (2) 概ね3年以上引続き営業経験を有すること。
- (3) 国税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 関係法令に基づく行政処分を過去3年間官公署から受けたことがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なう者が、役員等に就任又は経営に関与していないこと。

2 応募方法等

(1) 募集資料の配布

ア 配布時期

令和3年11月22日(月)から令和3年12月27日(月)まで

イ 配布場所

愛知芸術文化センター 7階 管理部管理課

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目13番2号

電話 052-971-5511 内線224 FAX 052-971-5601

※地下1階守衛室(NHKセンタービルの間にある通路を下る)にて入館手続きの上、7階管理部管理課までお越しく下さい。

ウ 愛知芸術文化センターホームページからも資料入手が可能です。

(<http://www.aac.pref.aichi.jp>)

(2) 現地説明会

随時開催しますので、ご希望の場合はあらかじめご連絡ください。

(3) 応募書類の受付

ア 応募を希望する事業者は、申込書及び1次審査提出資料を愛知芸術文化センター7階管理部管理課へ提出してください。1次審査を通過した応募者は、2次審査提出書類を2次審査当日に提出していただきます。

イ 書類受付期間

令和3年11月22日(月)から令和3年12月27日(月)午後5時30分まで

(ただし、土日祝日は除く)。

受付時間：午前9時から午後5時30分まで)

なお、郵送による提出の場合は、令和3年12月27日(月)必着とします。

3 レストラン等の概要

(1) 設置場所

名古屋市東区東桜一丁目13番2号 愛知芸術文化センター2階

(別紙図面参照)

※オアシス21から愛知芸術文化センター(2階)への連絡橋からの玄関に面しており、好立地にあります。

(2) 面積

113.67㎡（厨房及び客席部分）

4 営業内容等

(1) 営業主体

申込者自ら営業することが条件です。

(2) 営業内容及び料金

営業内容は、レストラン・喫茶店等とします。また、品目・料金については、愛知芸術文化センターは事業者と協議できるものとします。

(3) 営業日

愛知芸術文化センター開館日

※休館日 毎月第1・第3月曜日（月曜日が祝日（振替休日）に当たるときは開館、次の平日に休館）、年末年始（12月28日～1月3日）

(4) 営業時間

愛知芸術文化センター開館時間（午前9時から午後10時まで）内で営業可能です。

(5) 営業方式

セルフサービス方式も可とします。

(6) 使用料

愛知県の「行政財産の特別使用に係る使用料条例」により算出した額とします。

※参考：令和3年度の基準で算出すると月額128,535円です。

（使用料1/2減免の場合）

光熱水費等は別途実費負担とします。

(7) 使用期間

1年間（年度途中の場合は、許可日から当該年度の3月31日まで）

※期間満了2ヶ月前までの申請により更新可

(8) 営業開始希望

令和4年3月中

(9) その他

営業開始にあたって、営業内容等の詳細や営業時間については愛知芸術文化センターと協議するものとします。営業開始後に営業内容等の変更を希望される場合も同様です。

5 営業条件

(1) 愛知芸術文化センターにふさわしい、品位のある落ち着いたサービスを提供すること。

(2) 愛知芸術文化センターの実施する設備関係の保守作業等には積極的に協力すること。

(3) 備品及び調理器具、食器その他消耗品については、事業者において準備すること。

(4) ゴミ等の処理については、事業者が行なうこと。

(5) 店名表示、メニュースタンド設置、ちらし配布等は愛知芸術文化センターと協議すること。

(6) 改装にかかる経費は事業者負担とする。なお、改装工事内容等については、事前に愛知芸術文化センターと協議すること。

(7) BGMを流す場合は、事前に愛知芸術文化センターと協議すること。

(8) 店内は禁煙であること。

6 選考方法及び決定時期

- (1) 書面審査により、応募業者を数社程度に選考します。(1次審査)
1次審査結果は令和4年1月上旬までにお知らせします。
- (2) 1次審査を通過した応募業者から、「愛知芸術文化センターにおける2階レストランの選定に関する委員会」における審査により事業者を選定します。
別途お知らせする期日にお集まりいただき、企画提案の説明を行っていただき、質疑応答を行ないます。(1月中旬予定)

7 選定結果の通知

選定結果は令和4年1月中に応募業者にお知らせします。

8 その他

- (1) 企画提案に関する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 企画提案資料については、返却いたしません。
- (3) 営業条件等の詳細については、決定後協議します。
- (4) 決定後は、営業等に関する必要なすべての手続きを遅滞なく行ってください。

(連絡先)

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2

愛知芸術文化センター管理部管理課

電 話 052-971-5511 (内線224 担当 松田・比嘉)

FAX 052-971-5601

E-Mail geibun-c@pref.aichi.lg.jp